

第5章 罰則（第49条～第53条）

第49条

第49条 適格消費者団体の役員、職員又は専門委員が、適格消費者団体の差止請求に係る相手方から、寄附金、賛助金その他名目のいかんを問わず、当該適格消費者団体においてその差止請求権の行使をしないこと若しくはしなかったこと、その差止請求権の放棄をすること若しくはしたこと、その相手方との間でその差止請求に係る和解をすること若しくはしたこと又はその差止請求に係る訴訟その他の手続を他の事由により終了させること若しくは終了させたことの報酬として、金銭その他の財産上の利益を受け、又は第三者（当該適格消費者団体を含む。）に受けさせたときは、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。

2 前項の利益を供与した者も、同項と同様とする。

3 第1項の場合において、犯人又は情を知った第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

4 第1項の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

5 第2項の罪は、刑法（明治40年法律第45号）第2条の例に従う。

1 趣旨

本法における差止請求権は、不特定かつ多数の消費者の利益擁護を図るため、法定の要件に適合し、不特定かつ多数の消費者の利益を代表し真摯に差止請求権を行使することが期待できる存在であると内閣総理大臣により判断された適格消費者団体に付与されるものである。仮にこれが当該団体の私的な利益を図るためなど不適正に行使されると、本来擁護されるべき不特定かつ多数の消費者の利益が擁護されず、差止請求に係る相手方の正当な事業活動が阻害され（企業恐喝の温床にもつながりかねない）、制度の信頼性が著しく損なわれるという弊害が生ずることになる。

このような弊害は、適格消費者団体の差止請求権の行使に関与する役員、職員又は専門委員が、当該適格消費者団体による差止請求権の不適正な行使の報酬として金銭その他の財産上の利益を受ける場合において特に生ずることが懸念されるが、その場合は、差止請求権の不適正な行使によって不特定かつ多数の消費者の利益の侵害という法益侵害が現に発生し、制度に対する信頼が著しく損なわれる等の弊害が生じているというべきであることから、刑罰に処することとしている。

2 条文の解釈

(1) 適格消費者団体の役員等の利益收受の罪（第1項）

① 主体

適格消費者団体による差止請求権の行使に関与する者である役員、職員又は専門委員が構成要件の主体となる。

② 行為類型

不適正な差止請求権の行使としては、作為によるものと不作為によるものが考えられるが、作為によるものについては、何が不適正かの判断は実際には非常に困難であることから、これに刑罰を科すのは適当ではなく、専ら不作為を刑罰の対象とすることとしている。

すなわち、不適正な差止請求権の行使として典型的なのは、差止請求に係る相手方から金銭その他の財産上の利益を受けることの見返りとして、本来差止請求権を行使すべき場合であるにもかかわらず敢えて行使しない場合であると考えられることから、これを構成要件の行為類型として捉えることとし、事前に財産上の利益を受けて差止請求権を行使しなかった場合だけでなく、差止請求権を行使しなかった後にその見返りとして財産上の利益を受けた場合についても同様に処罰の対象とする。

また、

ア その差止請求権の放棄をする場合又はした場合

イ その相手方との間でその差止請求に係る和解をする場合又はした場合

ウ その差止請求に係る訴訟その他の手続を他の事由により終了させる場合又は終了させた場合

についても、同様に処罰の対象としている。ここで、「和解」とは裁判上又は裁判外の和解をいい、「差止請求に係る訴訟その他の手続」とは、具体的には、和解の申立てに係る手続、調停手続、仲裁手続、仮処分命令に関する手続等の差止請求に係る手続をいう。「他の事由」とは、差止請求権の放棄又は和解以外の事由をいう。

③ 適格消費者団体の差止請求に係る相手方から財産上の利益を報酬として受けること

財産上の利益の授受によって不適正な差止請求権の行使が誘発されるのは、特に差止請求に係る相手方から財産上の利益を受ける場合において類型的に弊害が生じやすいと考えられることから、構成要件上これを財産上の利益を受ける相手方として捉えることとしている。

また、財産上の利益の收受については、差止請求権の行使への対価性を

有した報酬として受ける場合において特に弊害が生じやすいと考えられることから、そのような場合を処罰の対象としている。

④ 財産上の利益を第三者（適格消費者団体を含む。）に受けさせた場合について

以上の①から③までに該当する行為について、財産上の利益を役員等本人ではなく第三者（適格消費者団体を含む。）に受けさせることにより処罰を免れることがあれば規制の潜脱を許すことになり、そのような場合に生ずる弊害は同様であることから、同様に処罰の対象としている。

⑤ 法定刑

以上のような行為については、差止請求権の適正な行使を阻害し制度の信頼性を著しく損なう弊害及び不特定かつ多数の消費者に対する法益侵害の重大性に鑑み、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処することとしている。

（2）適格消費者団体の役員等に対する利益供与の罪（第2項）

第1項に規定する罪と対向犯の関係にある財産上の利益を供与した行為についても、生ずる弊害及び法益侵害の程度は同じであることから、同様に処罰することとしている。

（3）必要的没収・追徴（第3項）

第1項の場合において、犯人又は情を知った第三者が受けた財産上の利益については、その保持を認めるべきでなく、また、役員等のとく職のために供されたものである以上その財産上の利益を供与した者に返還すべきものでもないことから、必要的に没収することとし、没収することができないときは追徴することとしている。

（4）国外犯（第4項及び第5項）

適格消費者団体による差止請求権の行使は、国内の差止請求に係る相手方に対してのみされとは限らず、国外において、国外の差止請求に係る相手方に対して差止請求権の行使がされ、当該国外の差止請求に係る相手方との間で不当な財産上の利益の授受がされることも想定されるところである。この場合、差止請求権の行使の適正の確保等を図るべき必要性は国内犯の場合と同じく認められることから、国外犯の処罰に関する規定を設けることによって差止請求権の行使の適正の確保等を図ることとしている。

第 50 条

第 50 条 偽りその他不正の手段により第 13 条第 1 項の認定、第 17 条第 2 項の有効期間の更新又は第 19 条第 3 項若しくは第 20 条第 3 項の認可を受けたときは、当該違反行為をした者は、100 万円以下の罰金に処する。

2 第 25 条の規定に違反して、差止請求関係業務に関して知り得た秘密を漏らした者は、100 万円以下の罰金に処する。

1 趣旨

本条は、偽りその他不正の手段により認定等を受けた場合又は秘密保持義務に違反した場合の罰則規定を定めるものである。

2 条文の解釈

（１）偽りその他不正の手段により適格消費者団体の認定等を受けること（第 1 項）

「偽りその他不正の手段」としては、虚偽の申請書又は添付書類を提出したり、行政庁の職員に対し詐言を弄すること等が考えられる。そのような手段により適格消費者団体の認定又は認定の有効期間の更新、合併若しくは事業の譲渡の認可を受けた場合は、本来適格消費者団体の認定を受けべきでない者により本法の差止請求権が行使されることになり、本制度の信頼性を著しく損なうだけでなく、差止請求に係る相手方はもとより不特定かつ多数の消費者の利益をも侵害するおそれがあることから、これを罰金刑の対象として処罰するものとしている。

なお、本法における罰則規定は基本的に秩序罰としての性質を有しているものと考えられることから、本罪についても懲役刑ではなく専ら罰金刑に処することとするが、制度の信頼性を損なう度合いが大きいことに鑑み、その金額は 100 万円とする。また、法第 51 条第 1 号の罪（適格消費者団体の認定等の申請書等に虚偽の記載をして提出した場合）は、本罪に吸収されるものと考えられる。

（２）秘密保持義務違反（第 2 項）

適格消費者団体の役員等が、法第 25 条の規定に違反して、差止請求関係業務に関して知り得た秘密を漏らすことは、当該適格消費者団体を信頼して情報を提供するなどした当該秘密を有する者のプライバシー等を侵害するものであり、また、本制度の信頼性を著しく損なうものであることか

ら、これを罰金刑の対象として処罰するものとしている。

第 51 条

第 51 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、50 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 14 条第 1 項（第 17 条第 6 項、第 19 条第 6 項及び第 20 条第 6 項において準用する場合を含む。）の申請書又は第 14 条第 2 項各号（第 17 条第 6 項、第 19 条第 6 項及び第 20 条第 6 項において準用する場合を含む。）に掲げる書類に虚偽の記載をして提出したとき。
- 二 第 16 条第 3 項の規定に違反して、適格消費者団体であると誤認されるおそれのある文字をその名称中に用い、又はその業務に関し、適格消費者団体であると誤認されるおそれのある表示をしたとき。
- 三 第 30 条の規定に違反して、帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類の作成をしたとき。
- 四 第 32 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

1 趣旨

本条は、認定等の申請書若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出した場合、適格消費者団体の名称の使用禁止を定めた法第 16 条第 3 項に違反した場合、帳簿書類の作成義務等に違反した場合、又は内閣総理大臣への虚偽報告等若しくは内閣総理大臣による検査・質問に対する拒否等をした場合の罰則規定を定めるものである。

2 条文の解釈

（１）適格消費者団体の認定等の申請書又は添付書類に虚偽の記載をして提出すること（第 1 号）

例えば、適格消費者団体の認定の申請書に添付する不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動を相当期間にわたり継続して適正に行っていることを証する書類（法第 14 条第 2 項第 2 号）に虚偽の記載をしたり、役員等に関する書類（同項第 6 号）に真実は役員でない者を役員として記載するなどして申請をした場合、当該虚偽の記載を前提として内閣総理大臣による認定がされ、本来認定されるべきでない者を認定するなどの弊害が生ずるおそれがある。これは本制度の信頼性を著しく損なうものであることから、罰金刑の対象として処罰することとしている。なお、本罪に該当する行為により適格性の認定等を受けた場合については、法第 50

条第1項第1号の罪が成立し、本罪はこれに吸収されるものと考えられる。

（２）名称の使用禁止違反（第２号）

適格消費者団体でない者が適格消費者団体であると誤認されるおそれのある文字をその名称中に使用するなどすることは、差止請求に係る相手方が当該者を適格消費者団体であると誤認し、当該者から不当な要求がされること等により損害を被るなどの弊害が生ずるおそれがある。特に、本制度の場合、差止請求権という強い効力を有する権利を付与された団体であるかのように振る舞うことの違法性は強いといえ、制度の信頼性を著しく損なうものであることから、罰金刑の対象として処罰することとしている。

（３）帳簿書類の作成義務等の違反（第３号）

適格消費者団体は、その業務及び経理に関する帳簿書類を作成し、保存しなければならないこととされている（法第30条）。この書類は、当該適格消費者団体の業務及び経理に関する状況を把握するために作成される財務諸表等（法第31条第1項）の原資料となるなど、適格消費者団体の業務及び経理の適正を確保する上で特に重要性を有するものである。したがって、その作成若しくは保存がされず、又は虚偽の帳簿書類の作成がされる場合の弊害は、適格消費者団体に課せられた行為規範に違反する場合のなかでも特に大きいものといえることができるから、罰金刑の対象として処罰することとしている。

（４）報告義務違反・検査拒否等（第４号）

内閣総理大臣は、本制度の適正を確保する観点から、法律の実施に必要な限度において適格消費者団体に対し所定の報告をさせ、又はその職員に立入検査をさせるなどすることができることとされている（法第32条第1項）。これは当該適格消費者団体に対する行政処分としてされるものであり、その実効性を確保する必要性は高いというべきであるから、罰金刑の対象として処罰することとしている。

第 52 条

第 52 条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第 49 条、第 50 条第 1 項又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

1 趣旨等

法人の代表者等が、その法人等の業務に関して、法第 49 条第 1 項及び第 2 項、第 50 条第 1 項並びに第 51 条各号の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、法人等に対しても、各本条の罰金刑を科することとし、両罰規定を設けるものである（第 1 項）。

また、法第 50 条第 1 項並びに第 51 条第 1 号及び第 2 号の罪に関しては、法人でない団体の代表者等によりされることも想定されることから、当該代表者等が訴訟行為につき当該法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する旨を規定することとしている（第 2 項）。

第 53 条

第 53 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の過料に処する。

- 一 第 16 条第 2 項の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者
- 二 第 18 条、第 19 条第 2 項若しくは第 7 項、第 20 条第 2 項若しくは第 7 項又は第 21 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 三 第 23 条第 4 項前段の規定による通知若しくは報告をせず、又は虚偽の通知若しくは報告をした者
- 四 第 24 条の規定に違反して、消費者の被害に関する情報を利用した者
- 五 第 26 条の規定に違反して、同条の請求を拒んだ者
- 六 第 31 条第 1 項の規定に違反して、財務諸表等を作成せず、又はこれに記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をした者
- 七 第 31 条第 2 項の規定に違反して、書類を備え置かなかった者
- 八 第 31 条第 4 項の規定に違反して、正当な理由がないのに同条第 3 項各号に掲げる請求を拒んだ者
- 九 第 31 条第 5 項の規定に違反して、書類を提出せず、又は書類に虚偽の記載若しくは記録をして提出した者
- 十 第 40 条第 2 項の規定に違反して、情報を同項に定める目的以外の目的のために利用し、又は提供した者

1 趣旨

本法における適格消費者団体の認定は内閣総理大臣によってされる行政処分であり、適格消費者団体は、監督官庁である内閣総理大臣に対する届出や報告等の一定の義務を負う。当該義務違反の行為のうち、違法性の程度が重大なものについては刑罰をもって対処することし、それ以外のものについては秩序罰として過料に処することとしている。

2 条文の解釈

(1) 法第 16 条第 2 項の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者（第 1 号）

法第 16 条第 2 項の掲示は、一般人に対し当該団体が適格消費者団体であることを自ら表示することによって、適格消費者団体でない者との識別を可能にするものである。これがされなかったり、虚偽の掲示がされると、

一般人による誤認や混同が生じるおそれがあることから、過料に処することとしている。

（２）法第 18 条等の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者（第 2 号）

法第 18 条（変更の届出）、第 19 条第 2 項（適格消費者団体である法人が他の適格消費者団体である法人と合併した場合の届出）若しくは第 7 項（適格消費者団体である法人が適格消費者団体でない法人と合併した場合で合併の認可の申請をしないときの届出）、第 20 条第 2 項（適格消費者団体である法人が他の適格消費者団体である法人に対し事業の譲渡をした場合の届出）若しくは第 7 項（適格消費者団体である法人が適格消費者団体でない法人に対し事業の譲渡をした場合で事業の譲渡の認可の申請をしないときの届出）又は第 21 条第 1 項（解散の届出等）の規定による届出については、これらがされなかったり、虚偽の届出がされると、内閣総理大臣が当該届出に係る事実を把握することができず、制度の適正な運営が図られないことから、過料に処することとしている。

（３）法第 23 条第 4 項前段の規定による通知等をせず、又は虚偽の通知等をした者（第 3 号）

法第 23 条第 4 項前段の規定による通知又は報告は、適格消費者団体が他の適格消費者団体と共同して差止請求権を行使するほか相互に連携を図りながら協力すること（同条第 3 項）を実効的にし、それぞれが有する差止請求権を行使する機会を確保する観点から、法第 41 条第 1 項の規定による差止請求をしたとき（法第 23 条第 4 項第 1 号）や差止請求に係る訴えの提起等があったとき（同項第 3 号）など、差止請求権の行使に係る重要な局面について、適格消費者団体が相互に情報を共有するとともに内閣総理大臣も当該事実を把握することを可能にする観点から義務付けられているものである。これらの通知又は報告がされなかったり、虚偽の通知又は報告がされると、前述した適格消費者団体相互の情報の共有や内閣総理大臣による当該事実の把握ができないことになることから、過料に処することとしている。

（４）法第 24 条の規定に違反して、消費者の被害に関する情報を利用した者（第 4 号）

法第 24 条は、適格消費者団体が差止請求権の行使に関し、消費者から収集した消費者の被害に関する情報をその相手方その他の第三者が当該被害に係る消費者を識別することができる方法で利用した場合、消費者に精

神的苦痛が生じたりいわゆる「御礼参り」の弊害が生ずるおそれがあることから、あらかじめ当該消費者の同意を得なければならないこととしたものである。当該情報は、本来、不特定かつ多数の消費者の利益擁護という目的に資するため利用されるべきものであるにもかかわらず、同意を得ずに消費者の被害に関する情報が利用されると、当該消費者に損害が生ずるほか、消費者から他の適格消費者団体に対する情報提供がされなくなるおそれが生ずるなど、制度の適正な運営が図られないことから、過料に処することとしている。

（５）法第 26 条の規定に違反して、同条の請求を拒んだ者（第 5 号）

法第 26 条は、適格消費者団体による差止請求権の行使に関し、真に認定された適格消費者団体の関係者によるものか否か等の一定の事実関係について相手方が認識することができるようにするため、差止請求関係業務に従事する者につき、相手方の請求があったときは当該適格消費者団体の名称や自己の氏名等をその相手方に明らかにしなければならないこととするものである。これらが明らかにされない場合、相手方は当該請求をする者が真正な適格消費者団体であるか否か等につき確認することができず、制度の信頼性を損なうことにもつながりかねないものであることから、過料に処することとしている。

（６）法第 31 条第 1 項の規定に違反して、財務諸表等の作成をしない等の者（第 6 号）

財務諸表等については、当該適格消費者団体の財産及び収支状況や活動状況を把握する上で不可欠な書類であり、その作成若しくは記載・記録がされず、又は虚偽の記載・記録がされた場合には、内閣総理大臣だけでなく一般人においても適格消費者団体の活動状況を確認することができないこととなり、本制度の適正な運営が図られないことから、過料に処することとしている。

（７）法第 31 条第 2 項の規定に違反して、書類を備え置かず（第 7 号）、又は同条第 4 項の規定に違反して、正当な理由がないのに同条第 3 項各号に掲げる請求を拒んだ者（第 8 号）

財務諸表等については、適格消費者団体の事務所に備え置いて一般人による閲覧等の請求を可能とし、一般人の監視下においてその活動状況の適正を確保することとしていることから、書類を備え置かず、正当な理由がないのに閲覧等の請求を拒んだ場合については、過料に処することとしている。なお、ここでいう正当な理由としては、専ら適格消費者団体に負担

を生じさせることを目的として同種の請求を繰り返す場合など、当該請求の目的及び態様に鑑み請求権の濫用と認められる相当の事情のある場合などがこれに該当するものと考えられる。

（８）法第 31 条第 5 項の規定に違反して、書類を提出しない等の者（第 9 号）

財務諸表等を始めとする法第 31 条第 2 項第 3 号から第 6 号に掲げる書類については、内閣総理大臣が適格消費者団体の活動状況を把握することを可能とする観点から、毎事業年度ごとに内閣総理大臣に提出しなければならないこととしている。その提出がされず又は虚偽の記載・記録による提出がされると、制度の適正な運営が図られないことから、過料に処することとしている。

（９）法第 40 条第 2 項の規定に違反して、情報を同項に定める目的以外の目的のために利用し、又は提供した者（第 10 号）

法第 40 条第 1 項（独立行政法人国民生活センター及び地方公共団体からの消費生活相談及び消費者紛争に関する情報の提供）の規定による情報の提供は、差止請求権の適切な行使に供し、不特定かつ多数の消費者の利益擁護を図る観点からされるものであり、当該情報がその目的以外のために利用され又は提供されること（同条第 2 項）があれば、制度の信頼性が損なわれることから、過料に処することとしている。